

令和3年6月定例会一般質問表

6月3日、4日、7日

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
1	3 番 山 口 裕 昭 議 員	<p>1. コロナ禍における経済対策について</p> <p>一昨年12月に中国武漢市より端を発した新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい5月15日の時点での感染者は全世界で1億6千万人を超え、国内の感染者は68万人に達し死者数は全世界で336万人、国内で1万人超えと深刻な状況が続いています。</p> <p>一方、ワクチン接種が進んだ先進国の中では感染のピークを過ぎ急激に収束の方向に進んでいる国が出てきているようです。</p> <p>国内では5月からワクチンの一般接種が始まり、一部報道ではその真偽に疑問の声が上がっているものの、政府発表では7月末までに高齢者の接種を完了させて8月以降順次一般への接種を進めていく方針であるとの情報があります。</p> <p>あくまで希望的な観測ではありますが、政府の計画通りにワクチン接種スケジュールが進むと仮定すれば、秋以降には国内での集団免疫が確立され、一気にコロナ禍が収束に向かう可能性があると考えます。</p> <p>このことを踏まえ、現在の感染拡大局面と今後の感染収束局面における対応について何点か質問いたします。</p> <p>(1) 現在の感染拡大局面での対応</p> <p>① 市では現在まで企業に対する利子補填や給付金の給付など、多様な支援策を展開してきたと考えますが、全国的に緊急事態宣言が発布される自治体が急増する中、今後も尚一層厳しい局面が継続することも予想されます。</p> <p>市民生活を守るためには困窮状況に応じて優先順位を付けた支援が不可欠であると考えますが、現状の把握はどのように行われているのでしょうか。</p> <p>② 今後さらなる困窮状況に陥る可能性もあるわけですが、今後の状況に応じて更なる積極的支援を行う考えはあるのでしょうか。</p>	市長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
1	3 番 山 口 裕 昭 議 員	<p>③ 今までの支援は企業向け支援が主だったものだったと思われませんが、企業業績の低迷により給与所得が減少し、困窮状態にある一般世帯に対して支援を行う考えはあるのでしょうか。</p> <p>(2) 感染収束局面を見据えた対応策について  人間は、先々に希望の光が見えない状況では努力を継続することが非常に困難であると考えます。  市内の企業からは「コロナ禍が収束したとしても本当に元の状況に戻るのか？」また「もし元の状況に戻るとしてもどれだけの時間がかかるか・・・」といった悲観的な声が聞かれます。  現在の感染拡大状況で行っている利子補填や現金給付は、確かに今の困窮状況では現状を乗り切るために必要不可欠ではありますが、これは例えれば体力の落ちた患者に栄養剤を点滴しているような対応策であり、感染収束局面では企業体力の本格的な治癒に向けた持続可能な対策を取るべきと考えます。</p> <p>① 収束局面では他に先んじた迅速な対応が必要だと考えますが今の段階で、収束局面での出口戦略は練られているのでしょうか。</p> <p>② 感染症収束後の市内企業への支援として現在考えていることはあるのでしょうか。</p> <p>③ コロナ禍収束後も、国内企業ではリスク対策のためにリモートワークを進める動きが続くと考えられます。  これは地方都市としては新たなチャンスとなる可能性があります。  南陽市は都心から新幹線利用で「乗り継ぎなし、2時間半」の好立地であり、また国道13号や東北中央自動車道などの縦軸と国道113号赤湯バイパスの横軸が交差する交通の要衝であります。  このような好条件を活かし、例えば市でシェアオフィスを開設するなどの対応は考えられないのでしょうか。</p>	

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
2	4 番 島 津 善 衛 門 議 員	<p>1. 第6次南陽市総合計画 自然の豊かさを守る 里山の保全・管理</p> <p>日本には、持続可能な資源・食糧の生産・供給とともに美しい景観と豊かな生物多様性を内包した「自然と人間の共存・共生システム」が存在していました。まさにSDGsの目標No.15「陸の豊かさを守ろう」です。</p> <p>これこそ、2000年以上の長きにわたって我々の先祖が自然と葛藤しつつ培い築き上げた「伝統的農村・里山自然」の生態系であり、多くの市民にとってふるさとの原風景です。それらは、単に食糧生産の場として機能しているだけでなく、水資源の確保や土壌、地形の侵食防止、大気・水質の浄化等の自然環境の保全機能、さらに地域の歴史や伝統とともに美しい景観を育み、人々の自然教育・環境教育の場からレクリエーションの場までと幅広い文化的機能を有しています。</p> <p>しかしながら、現在の社会とその経済の状況において、このような伝統的農村・里山自然の生態系を地域の人々だけで保全管理することは不可能な状況にあります。</p> <p>現状は、当市のみならず、全国いたる所で逼迫した状況にあります。その自然の内容や生態系に関する知識は驚くほど希薄であり、今まさに危機的状況にあります。</p> <p>これまでも何度か関連の一般質問をさせていただきましたが、里山を守ろうとする様々な働きかけがあるにもかかわらず、その重要性も理解されないまま、日々、一つまた一つと消失している現状があります。なんとかこの状況を一日も早く打開したいという一念において再度質問をさせていただきます。</p> <p>(1) 平成27年の全国国土利用計画ではその運用について、都道府県計画、同市町村計画などにおいて、適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理を図るとしています。同計画では取り組むべき3課題の2番目に里地里山が取り上げられていますが、今般策定された「第5次南陽市国土利用計画」に里地里山への取り組みは表記されておりません。国の計画では、地域主体の取り組みを促進することが重要であるとしていますが、当市では里地里山への取り組みをどのように捉えているのかを含め、以下についてお尋ねします。</p>	市長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
2	4 番 島 津 善 衛 門 議 員	<p>① 国の国土利用計画への取り組み</p> <p>ア. 「これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。生態系を保全し、共生してきた里地里山等を持続的に利活用していくことは、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である」としてはいますが、当市では具体的にはどのような施策がなされてきたのでしょうか。また今後どのような施策をお考えなのかお尋ねします。</p> <p>イ. 「気候変動は、広く国土の自然環境に影響を及ぼし、更なる悪化が懸念されることから、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要である」としてはいますが、当市では具体的にはどのような施策がなされてきたのでしょうか。また今後どのような施策をお考えなのかお尋ねします。</p> <p>ウ. 「これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみを保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要である」としてはいますが、当市では具体的にはどのような施策がなされてきたのでしょうか。また今後どのような施策をお考えなのかお尋ねします。</p> <p>(2) 県の「やまがた緑環境税」では、「森林は、水源のかん養、土砂災害や地球温暖化の防止など様々な働きを持ち、私たちに多くの恵みをもたらしています。しかし、農山村地域では過疎化や高齢化が進み、また、化石燃料に依存した生活様式への変化などにより、手入れがなされず荒廃の恐れのある森林が増加しています。そのため、平成19年4月から「やまがた緑環境税」を活用し、荒廃の恐れのある森林の整備を行っています」としてはいますが、当市において具体的にはどのような施策がなされたのかお尋ねします。</p>	

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
2	4 番 島 津 善 衛 門 議 員	<p>(3) 平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」(令和6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設されました。</p> <p>森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされていますが、当市での活用状況をお尋ねします。</p> <p>2. 学校施設のバリアフリー化</p> <p>2006年(平成18年)12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が昨年5月一部改正され、令和2年6月19日に一部施行、令和3年4月1日に全面施行となりました。</p> <p>この中で、バリアフリー基準適合義務の対象拡大がなされ、対象の特別特定建築物(2,000㎡以上)に公立学校等が新たに加えられたこと等を背景に、文科省が昨年7月、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」を設置し、12月に報告書がまとめられました。今後5年間で避難所に指定されている全ての学校が、車いす使用者用トイレを整備する等の整備目標が示されていますので何点かお尋ねします。</p> <p>① これまでのバリアフリー法では、公共施設であってもバリアフリーを義務付けている建物とそうでないものに分けていますが、学校は義務付けの対象外でした。新築や改築などの時に車いすトイレやエレベーターなどをつける努力は求められていますが、法的拘束力はありませんでした。</p> <p>なぜ、いま義務化となったのか改正の狙いをお尋ねします。</p>	市 長 教 育 長 関 係 課 長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
2	4 番 島 津 善 衛 門 議 員	<p>② 当市においては、全ての小中学校が指定緊急避難場所に指定されておりますが、この対象範囲になるのか伺います。また、今後どのようなバリアフリー対応をなされるのかお尋ねします。</p> <p>③ この度の改正により、これからの学校施設計画では、「児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場」であり、「地域住民にとって最も身近な公共施設」でもある。「まちづくりの核」や「生涯学習の場」として、また「地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要」とされています。</p> <p>これまでの学校の定義を見直し、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が安全・円滑に施設を利用できるものとして、ハード面の配慮と、施設を利用しやすくする運営・管理、人的支援等のソフト面との連携が重要と考えますが当局の今後の運営方針をお尋ねします。</p>	

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
3	6 番 高 橋 一 郎 議 員	<p>私は「南陽市に住んでみたい、行ってみたいと思えるような誇りある南陽市」をめざして※ロハスシティー南陽を唱え、一般質問を通し政策的な提案をしています。以下のことについて、市長にお伺いします。</p> <p>※ロハス:Lifestyles of Health and Sustainability 頭文字をとった略語で、健康と環境、持続可能な社会生活を心がける生活スタイル「LOHAS」ロハスのこと。</p> <p>1. 協働のまちづくりをめざして 2017（平成29）年3月議会で質問したこのことについて、第6次南陽市総合計画3カ年実施計画で、7つの基本目標の実現にむけた観点から再度市長に質問いたします。</p> <p>少子高齢社会が進行し、住民の生活様式や価値観が多様化する中で、公平一律の行政サービスでは解決できないのが現在の地方自治の現状です。</p> <p>厚生労働省は平成29年2月7日に「我が事」・「丸ごと」地域共生社会の実現に向けた制度改正の改革工程を決定し、自治会等の進むべき方向性が示されています。時代のニーズに応じ、「住民自らが地域のことを考えていく」市民の市民による市民のための協働のまちづくりが今こそ必要です。</p> <p>(1) 公民館はコミュニティセンターに 6次総基本目標6「人がつながりまちを育てる」の①市民がつながる場をつくる ②まちづくりへの市民参画を進める ④行政サービスを充実する の実現には実践の場をどうするかが課題です。</p> <p>社会教育のジャンルだけでなく、各地区の特性に応じて産業や文化も担う場としての汎用性あるコミュニティセンターへの進化が必要です。</p> <p>本市では、市内8地区公民館活動の中で地域活動を推進していますが、上記を実現するには、人事も含め地域に任せていくコミュニティセンター方式が(2)の自治会制移行も含めて、時代の要請にマッチしていると思います。</p> <p>宮内公民館の移転新築も進みます。これを契機に新たな視点で地区活性化のあり方を議論する絶好の機会と捉えます。</p>	市 長 教 育 長 関 係 課 長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
3	6 番 高 橋 一 郎 議 員	<p>(2) ※行政区制度でなく自治会制に移行し、市から区長への報酬は廃止し、自治会に運営費を補助する方式に  区の主な活動は1. 環境美化活動、2. 福祉活動、3. 防犯・防災活動、4. 親睦・交流活動、5. 子供会等への支援、6. 回覧版の配布などです。今後、少子高齢社会が急速に進行し、地縁団体としての自治会が生活支援に関わることがますます求められます。  たとえば、ゴミ出し、買い物、要支援者や高齢者へのケアなど生活各般にわたります。このような組織需要に対して、本市は市から区長にだけ報酬が支払われている現状です。そもそも、区長報酬の算出根拠は、市の広報物配布と区内住民の支援であり、組織としての区に対する運営費用です。  市行政ではカバーしきれない住民への生活向上の支援として、自治会に運営費を補助するやり方が本来の姿ではないでしょうか。  区3役等への報酬についても、市から受ける運営補助（区長報酬を参考に算定）をベースに区（自治会）が各区独自に決定していくことで、より良い持続可能な仕組みになると思います。</p> <p>(3) 用途を限定しない地域交付金等の創設を  地域力向上のための財政的支援として、用途を限定しない地域交付金の創設や普請事業（自治会が道路・水路など身近な公共施設を自ら行う事業に材料等の購入経費を交付）を導入することにより、地域の個別需要に柔軟かつ迅速に対応できると思います。</p> <p>※行政区制度：本市の場合、区長は身分上、特別職非常勤職員に任命され市の行政を担う。ただし、区長は特別職非常勤職員であるものの地方公務員法非適用であり、守秘義務、政治的行為の制限などの利益保持に必要な諸制約は課されていない。</p>	



受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
4	13番板垣致江子議員	<p>1. 災害対策、福祉避難所について</p> <p>(1) 第6次南陽市総合計画では、災害に強いまちをつくる として、その現状と課題に、近年大規模な自然災害が頻 発しており、本市においても、平成25年、26年の豪 雨災害や令和元年10月の台風19号被害、令和2年7 月の豪雨災害等が発生していることから、洪水や土砂災 害、地震などの災害に強いまちづくりを進めていくとさ れています。</p> <p>災害の発生または発生する恐れがある場合、避難者の 受け入れを円滑に行うため、速やかな指定緊急避難所の 開設・運営に向けた初動体制の整備を行うとともに、各 避難所に必要な物品の整備を図るとされています。</p> <p>この5月の災害対策基本法の改正で福祉避難所の確 保・運営のガイドラインや避難行動要支援者の避難行動 支援に関する取り組みが改正されました。</p> <p>避難所に関しましては、これまでの避難経験から、障 がい者や家族の方から福祉避難所の重要性と充実した 体制が求められています。</p> <p>高齢化社会が進み、障がい者だけでなく、多くの高齢 者にとっても福祉避難所や避難個別計画が必要となっ ていますが、南陽市の現在の避難所体制等の状況と今後 の取り組みについてお伺いします。</p> <p>① この度の5月16日に行われた避難訓練は、各地区の 自主防災会に呼びかけられたものだが、参加状況はどう だったか。指定避難所はすべて開かれたのか。</p> <p>② 福祉避難所は全国で8,700か所(2019年時点) 指定されているとされているが、南陽市ではどのよう になっているか。 また、指定避難所の見直しは考えているか。</p> <p>③ この度の災害対策基本法改正案では、支援が必要な一 人一人について具体的な避難手段を盛り込んだ「個別計 画」作りを市町村の努力義務とする規定が盛り込まれて いるようだが、南陽市での避難行動要支援者把握状況は どうなっているか。今後の「個別計画」の取り組みは。</p> <p>④ 指定避難所・福祉避難所の物資や機材はどのように確 保されているか。</p> <p>⑤ 南陽市の災害協定の状況はどうなっているか。</p>	市長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
4	13 番  板 垣  致 江 子  議 員	<p>2. 「生理の貧困」について</p> <p>経済的理由などで生理用品を入手することができない状態、いわゆる「生理の貧困」が問題視され、多くのメディアで取り上げられています。経済的理由だけでなく、ネグレクトなど様々な要因があり、複雑な問題とされています。いろいろな意見がある中で、小中学校のトイレに生理用品が常備されたとの報道が多く聞こえています。愛知県の東郷町では6年生の「子ども議員」の提案から設置されたそうです。児童生徒がいつでも自由に使えるように常備されていれば、本当に困っている子、助けてほしいと思っている子にとっては、とてもありがたいことです。</p> <p>南陽市でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。 お考えをお伺いします。</p>	市 長 教 育 長 関 係 課 長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
5	16 番 佐 藤 明 議 員	<p>1. 新型コロナウイルス感染対策、自粛要請などで打撃をこうむっている全ての中小企業、個人事業者、労働者に対して十分な補償と生活支援の対策について</p> <p>(1) 感染拡大の第4波は、東京、大阪だけでなく全国に広がり、感染者も重症者も増え続けている。感染力も強く重症化のリスクも大きいとされている変異株の広がり、医療危機とそのもとで入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機などが深刻になっている。</p> <p>緊急事態宣言が延長・拡大され、まん延防止等重点措置も広がっているが、問題は対策の中身である。これまでと同じ対策の延長線上では、コロナを封じ込めることはできない。いま重要なのはコロナ封じ込めを戦略目標にすえ、ワクチンの安全迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援の3本柱での対策がいま強く求められている。</p> <p>ワクチン接種が全国各地で始まったが、感染抑止の社会的効果が得られるまでには一定の時間がかかり、しかも、ワクチン接種自体が、日本は世界で128位と大きく立ち遅れている。迅速なワクチン接種はきわめて重要であります。他の対策と一体にすすめてこそ、感染を封じ込めることができるのではないのでしょうか。</p> <p>政府は、「コロナでは感染拡大の波がくり返されることはさけられない」と弁明していますが、「波」がくり返されるごとに命が損なわれ、社会の疲弊が深刻になっているのが現実であります。こうした姿勢を続けることはもう許されません。政府に対してこれまでの姿勢を転換し、「コロナ封じ込め」を戦略目標にすえることを強く求めるものであります。</p> <p>政府は、「高齢者は2回の接種を7月末完了」として、自治体に「計画の前倒し」の号令をかけ、86%の自治体で「完了」という政府の調査を発表しました。しかし、これは「医療従事者の確保等を前提とした回答も含まれる」としているように「体制がとれたら前倒しできる」というものにすぎない。「予約が取れない」、「回線がパンクした」、「やっと取れた予約は8月と9月」、「国直営の大規模接種システムの混乱」など、現場の実態、起きている混乱や苦労を反映したものではない。医療従事者への接種も、5月17日時点で39%にとどまっていることへのまともな説明もない。</p> <p>一方で、自治体がいちばん苦労し、全国知事会も国に強く要望している医師・看護師の確保など接種体制への</p>	市長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求める者
5	16番 佐藤 明 議員	<p>支援策は立ち遅れていることはあきらかであります。いま国がやるべきことは、裏付けのない「目標・期日」を宣伝し、自治体に上から押し付けることではない。ワクチン接種をすすめるうえで、現場の実態をリアルに把握し、ネックとなっている問題をつかみ、ワクチンの安定的供給と自治体への全面的支援という、安全かつ迅速なワクチン接種への国の責任を果たすことは明白であります。</p> <p>次の項目について市当局の認識と対策について質問いたします。</p> <p>① 感染拡大と緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の経済的影響は全国的に及び、特定の業界・業種だけでなく、すべての中小企業、個人事業主に深刻な打撃となっている。十分な補償は、経済対策・生活防衛策であるとともに、感染拡大を抑止するうえでも必要不可欠であります。</p> <p>南陽市においてもこれまでも13回の支援をしてまいりました。これからが正に本番であります。今後の支援策はどのように考えておられるか市長の見解を求めます。</p> <p>2. ワクチン接種の状況について</p> <p>① 医療従事者、介護施設の高齢者、職員、障がい者施設の入所者、職員</p> <p>② 65歳以上の高齢者</p> <p>③ 5月21日の全員協議会で各議員から対策本部長の市長を始め、児童、生徒、乳幼児を扱っている教職員に対し、ワクチン接種をの声が強かったが、その後の対応は。</p> <p>④ 菅総理大臣は65歳以上の高齢者は7月末まで完了するとの見解です。市長は先の全員協議会で7月22日ころまでに南陽市では終了したいとの考えですが、その根拠は。</p>	市 長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
6	5 番 高 岡 亮 一 議 員	<p>1. コロナ禍について          コロナ禍については「正しく理解し正しく怖れる」ことの大切さを、ワクチン接種については「慎重な対応を」と申し上げてきた。コロナ禍の現状に三四半世紀前の日本の戦争下の状況が重なってしょうがない。地区の役員として金属供出の先頭に立った方は、当時を一切語らなかった。私が長じてその方の過去を知るようになって、その方が語らなかった根底にある悔恨を理解した。</p> <p>いま、「金属供出」と「ワクチン接種」に共通する「同調圧力」の怖ろしさを思う。あらためて厚労省 HP に「新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。／予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。／職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。」とあることを踏まえて質問する。</p> <p>(1) ワクチン接種について          ① 何人がワクチン接種を受けたか。</p> <p>② これまでのワクチン接種者の副反応について、5月24日公表の「山形大学医学部附属病院新型コロナウイルスワクチン接種後副反応調査結果」に準じて把握している本市の状況を教えてほしい。</p> <p>③ 市民間におけるワクチン接種に対する不安についての現状をどう把握しているか。</p> <p>(2) コロナ禍への対処について          ① 感染者（陽性判断）=発症者ではない。感染しても発症しない、発症しても重症化しない、重症化しても死亡しない、そのために重要なのはまず第一に「免疫力」であり、次に「治療薬」である。本来「ワクチン接種」に優先すべき課題であるが、この点についての取り組みの現状は。</p> <p>② 現時点で把握する経済的困窮の実態とその対策は。</p>	市 長 関 係 課 長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
6	5 番 高 岡 亮 一 議 員	<p>③ コロナ禍を経た「これからの新しい生活様式」をどう考えるか。</p> <p>2. 「内発的地域振興」のために  昭和55年2月、当時の宮内商工会、赤湯商工会、和郷商工会の青年部が中心になり、当時の新山市長はじめ市の広聴企画課の協力も得て、「いかにして”南陽衆”たりうるか?!」をテーマに「明日の南陽への模索”講演と討論の集い」と題するシンポジウムを開催した。当時「地域主義」提唱者である清成忠男法政大教授への講演依頼に対して、「地域総合研究所のメンバー5人で行ってシンポジウムをやろう」との逆提案に応えたものだった。そのメンバーは大分県湯布院町の地域振興や大分県平松知事による「一村一品運動」に深く関わってめざましい実績をあげていた。その活動の柱となる考えが「内発的地域振興」だった。このたび、「ハイジアパーク南陽」に替わる「四季南陽」の提案を受け、あらためて「内発的地域振興」にどう結びつけていくかを考えさせられることになった。</p> <p>(1) 「ゴールドマウンテンプロジェクト」は「内発的地域振興」のあり方について考える材料を提供してくれているように思える。</p> <p>① その経過と現状は。</p> <p>② 成果と反省は。このプロジェクトにどれだけの金額が支出されて、そのうち南陽市に入った金額についても含めて。</p> <p>③ 今後の展望は。</p> <p>(2) 南陽に根ざす若く頼もしいエネルギーを感じさせてくれた3年前の「めざせ100万円！南陽若者コンペティション」は「内発的地域振興」にとって好材料と思う。</p> <p>① 若者グループ9団体が参加し、南陽市の将来におおいに期待を抱かせるイベントだったが、その後の進展は。</p> <p>② 主催した市としてのその後のフォローは。</p>	市 長 関係課長

受付順	質問者	質問項目 ・ 要 旨 ・ 内 容 1、2、3、・ (1)、(2)、(3)・・・ ①、②、③・・・	答 弁 を 求 め る 者
6	5 番 高 岡 亮 一 議 員	<p>(3)「四季南陽」にどう乗るかについて、そのひとつの視点を考える。</p> <p>① 「四季南陽」に南陽市としてどう主体的に関わっていくかは極めて重要だ。その観点から、「四季南陽」の施設のコンセプトの第一に、世界に誇る南陽の文化として「里山の自然」があげられていることに着目したい。《令和の世に懸念される自然災害と獣害の増加は、山林の過少利用と山からの撤退、すなわち人間の領域の急激な縮小の結果です。山林の過剰利用による災害・獣害の増加は過去（江戸時代）に経験済みですが、過少利用によるそれは、経験したことはありません。まさに未曾有の事態ですから、一体、今後、どのような展開になるのかは、誰も見通せません。そういう予測不能な時代を生きているという認識を私達は持つ必要があります。》（井上岳一『日本列島回復論』）という、われわれが当面する切実な課題とリンクさせて考えることができるのではないか。</p>	